

令和8年3月12日

一般社団法人
松本国際高等学校同窓会
会長 村山 光

会員の皆様への重要なお知らせ

1.一般社団法人松本国際高校同窓会解散について

令和8年3月7日(土)13時から1時間のリモート臨時社員総会が行われました。

代議員数7名のうち出席者3名、委任状提出者2名、定款46条当法人は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること其他法令に定める事由により解散する事が承認されました。

2.残余財産の帰属について

同会定款に基づく第47条当法人が清算をする場合に有する残余財産は、当法人社員総会の決議を経て、人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

同会の総会で決議した場合に関して残余については、バスの寄付及び解散手続きの際の資金と、残りのお金は全額学校に寄付する。

今後については同会解散後から同校に全て引き継ぐ事と存じ申し上げます。

以上